

各自治体での条例制定の目的と基本理念の抜粋

自治体名	目 的	基本理念
北海道	<p>この条例は、食の安全・安心に関し、基本理念を定め、並びに道及び生産者等の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康の保護並びに消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とする。</p>	<p>食の安全・安心に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 道民の安全で安心な食品の選択の機会を確保すること。 (2) 道民の健康を保護することが最も重要であるという認識の下に取り組むこと。 (3) 道民の要望及び意見を反映するとともに、生産者等その他の道民との協働により取り組むこと。 (4) 食品の生産から消費に至る各段階において実施すること。
東京都	<p>この条例は、食品の安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに東京都及び事業者の責務並びに都民の役割を明らかにするとともに、食品の安全の確保に関する基本的な施策及び健康への悪影響の未然防止のための具体的な方策を推進することにより、食品の安全を確保し、もって、現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品の安全の確保は、事業者が、自ら取り扱う生産資材が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について、第一義的責任を有していることを認識し、その責務を確実に遂行することを基礎として推進されなければならない。 ○ 食品の安全の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、最新の科学的な知見に基づき、適切に行われなければならない。 ○ 食品の安全の確保は、都、都民及び事業者が食品の安全の確保に関する情報及び意見の交流を通じて、それぞれの取組について相互に理解し、協力することにより行われなければならない。

<p>名古屋市</p>	<p>この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民に信頼される安全で安心な食品の供給の促進及び市民の健康の保護を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品等及び生産資材の安全性並びに食品等及び生産資材に対する市民の信頼の確保は、市、事業者及び消費者のすべての者が、市民の健康の保護が最も重要であるという認識の下、その責務及び役割を果たすことにより、行われなければならない。 ○ 食の安全・安心の確保は、市民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき、必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。 ○ 食の安全・安心の確保は、関係者間で食の安全・安心の確保に関する情報及び意見の交換が十分に行われ、すべての関係者が相互に理解し、協力することにより、行われなければならない。
<p>京都市</p>	<p>この条例は、食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関し、その基本理念を定め、並びに本市及び事業者の責務並びに市民及び観光旅行者その他の滞在者の役割を明らかにするとともに、食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する施策に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的とする。</p>	<p>食品等の安全性及び安心な食生活の確保は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に本市及び食品等事業者が必要な措置を講じること。 (2) 食品等の生産から販売に至る食品等の供給の一連の行程において、食品等事業者が必要な措置を適切に講じること。 (3) 市民の健康に係る被害を未然に防止するため、本市が、市民の意見に十分配慮しつつ、科学的知見に基づいて必要な措置を講じること。